

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
12階個室病室における暖房便座設置工事 一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 管財課	平成23年12月2日	高砂熱学工業株式会社 東京都千代田区神田駿河台4-2-5	1,627,500円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
ベッドサイドモニター 五式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成23年12月13日	日本光電東京株式会社 東京都品川区東五反田1-11-15電波ビル3F	1,575,000円	当該機器は、病棟全体の機種を統一していることから、安全性を考慮し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。